

愛媛県立川之石高等学校校舎警備委託業務 仕様書

- 1 委託業務の名称
愛媛県立川之石高等学校校舎警備業務委託
- 2 委託業務の場所
対象施設 愛媛県立川之石高等学校
所在地 愛媛県八幡浜市保内町川之石 1 番耕地 112 番地
- 3 委託期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで 5 か年
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)
- 4 委託業務
 - (1) 校舎内侵入異常の監視
 - (2) 火災異常の監視
 - (3) 各種感知器による(2)以外の異常監視
 - (4) (1)から(3)の異常発生時の対応
- 5 警備実施方法
 - (1) 警備範囲
別紙平面図により示された範囲とする。
 - (2) 警備機器
ア 警備範囲内の侵入等の異常を的確に感知可能な警備業務用機械装置を設置する。
イ 火災情報等の設置異常については、既設の感知器から移報する装置を設置する。
 - (3) 通信回線
各種感知器の信号受信のための通信回路は、受託者（警備会社）が設置負担する。
- 6 警備機器の運用
 - (1) 異常発生個所の速やかな特定を前提に、警備範囲を 6 ブロックに分け、ブロック毎にセット及びリセットできるものとする。
 - (2) 警備機器の設置（詳細は別紙平面図のとおり）

機器 ブロック	画像センサー (音声威嚇機能)	空間センサー	マグネットセンサー
本館 (校長室・事務室)	校長室・事務室		警備対象エリアの各出入口
本館 南教棟	職員室	保健室・進路指導室・図書司書室・総合実践室・準備室(化・生・物・視・音)・各階廊下	警備対象エリアの各出入口
北教棟		情報教室・準備室(食・被・人文・美)	警備対象エリアの各出入口
農業特別教棟		食品加工実習室・食品加工準備室・園芸実習室 1・農業実験室 3	警備対象エリアの各出入口
総合学科教棟		総合デザイン実習室・準備室(体・福・デ)・1階廊下	警備対象エリアの各出入口
体育館	出入口施錠用鍵の保管用キーボックスの設置のみ		

ア ブロック毎に警備の開始解除を行うカード方式の制御装置を設置する。本館正面玄関、北教棟 1 階出入口及び総合学科教棟 1 階出入口は電気錠とする。カードの枚数は教職員数＋予備で計 70 枚程度とする。

イ ブロック毎に最終出入口施錠用鍵の保管用キーボックスを設置する。

ウ 北教棟・総合学科教棟ブロックに当該ブロック内施設の鍵を 10 個以上収納できるカード方式のキーボックスを設置する。また、職員室に本館及び南教棟ブロック内施設の鍵を 10 個以上収納できるカード方式のキーボックスを 2 台以上設置する。

エ 事務室付近に、全ブロックの警備設定状況がわかる表示盤を設置する。

オ 別紙平面図の機器設置個所及び個数は目安であり、受託者はこの仕様と同等か、必要に応じて同等以上の機器を設置する。

7 警備の対象時間

警備区域の全部又は一部の区域の開始設定から全ての区域の解除までとする。

なお、事前の連絡がなく、午後 10 時 30 分を過ぎても全警備区域の開始設定が完了しない場合は、受託者が学校に確認の電話をする。また、電話の応答がなく確認できない場合は、警備区域の巡回確認を行い、警備を開始する。

8 警備要員配置

受託者は、侵入等異常発生後、速やか（警備業法細則第 15 条により、異常受信の時から 25 分以内）に現場に到着できる警備要員の配置を行う。

9 異常情報受信の際の対応

(1) 受託者は、異常を受信したときは、警備要員を速やかに現場に派遣し、異常の確認をするとともに、事態の拡大防止に努める。

(2) 受託者は、必要に応じ予め定めた緊急連絡者に連絡するとともに、関係機関へ通報する。

10 火災異常感知の対応

受託者は、自動火災報知設備によって感知される火災異常を監視し、異常情報を受信した場合における消防機関への通報等の業務を行う。監視時間は警備の対象時間と同様とする。

11 各種感知器の異常感知の監視

受託者は、各種感知器によって感知される異常を監視し、異常情報を受信した場合に必要な処置を行う。監視時間は警備の対象時間と同様とする。

12 警備状況の報告

受託者は、月報を作成し、受託者に報告しなければならない。また、受託者から要求があった場合は、その都度、警備状況について報告しなければならない。

13 警備機器の保守点検

受託者は警備機器の機能について、警備機器が正常に作動するよう努める。

14 その他

(1) 警備機器の設置及び撤去に要する経費は受託者の負担とする。

(2) 警備業務は、令和 6 年 4 月 1 日から開始すること。

(3) 落札者は、事前準備として落札決定日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、警備に必要な機器・配線等の設置工事を行うことができるものとする。

(4) 機器の設置が警備開始に間に合わない場合や、警備機器の異常等で機器が使用できない場合は、機械に代わる警備員を常駐させるなどの措置を講ずる。

(5) 契約書提出と共に業務計画書、警備機器配置図（機器名、数量等の概要程度）、緊急出動

に関わる資料（対応体制、駐在場所から本校までの地図、その他参考となる資料）を提出すること。